

7. 学生の心得

- (1) 飲酒, 喫煙の禁止について P1
- (2) 防犯カメラの設置について P1
- (3) アルバイトについて P1
- (4) 服装・身だしなみ等について P2
- (5) スマートフォン等の使用について P2
- (6) 自動車・自動二輪車による通学について P2
- (7) 原動機付自転車（バイク）による通学について P3
- (8) 免許取得について P4
- (9) 自転車による通学について P4
- (10) 自動車による送迎について P4
- (11) いじめ防止の取り組みについて P5
- (12) 懲戒について P6
- (13) その他日常の規律について P6

(1) 飲酒，喫煙の禁止について

喫煙・飲酒は健康上有害であり，学生本人にとっても好ましくなく，本校ではいずれも禁止している。守らない場合は，法律で認められた年齢に達していても，本校の教育方針により厳罰に処する。

なお，登下校・部活・研修などにおいても学校の管理下であり，また，実際に飲酒・喫煙をしていなくとも，酒・煙草・ライターなどを所持することが不良行為であり，いずれも処分の対象となる。

(2) 防犯カメラの設置について

外部からの不審者の侵入予防，校内での盗難予防，その他校内の安全管理を目的として，校内に防犯カメラを設置している。

このようなセキュリティー対策の他に，①貴重品は各自で責任もって管理すること②教室外で実習等を行うときは教室に必ず鍵をかけることなど，自己管理も怠らないこと。

(3) アルバイトについて

原則として禁止する。ただし，家庭の事情等によりやむを得ずアルバイトをしなければならない場合，あるいは長期休業期間中の場合のみ許可制とする。この場合，学業に支障が出ないこと，本当にアルバイトをしなければならないかどうかを，保護者さらには学級担任と十分に話し合い，その上で許可願を提出すること。ただし，1年生については学業に専念すべきとの理由から，原則として許可しない。

なお，「アルバイト許可願」は年度ごとに提出するものとし，無許可でアルバイトを行った場合は，処分の対象となる。

許可できる職種	許可できない職種
<ul style="list-style-type: none">・家庭教師・塾講師・郵便の配達・仕分け作業・新聞配達・スーパー等のレジ・商品整理作業・飲酒を伴わない食堂の店員・プールの監視員・ガソリンスタンドでの危険でない仕事	<ul style="list-style-type: none">・スナック・居酒屋などの接客・代行車の運転手・パチンコ店の店員・重労働・危険を伴う仕事・深夜9時以降におよぶ仕事

(4) 服装・身だしなみ等について

普段から学習の場としてふさわしい服装（制服と制服を基準とした私服の併用）・身だしなみを心がけること。靴は特に指定しないが、サンダル、下駄は禁止する。

〔遵守事項〕

ア 1～3学年

- ① 入学式，始業式，対面式においては制服を必ず着用すること。
- ② 制服を着用しない場合は，制服に準じた学生らしい清楚な服装に努め，派手あるいは見苦しい服装は禁止する。
- ③ 染髪・ピアス・マニキュアは禁止する。

イ 4・5学年以上

- ① 服装は特に指定しないが，華美でなく本校学生の品位を保つにふさわしいものであるよう努めること。
- ② 始業式，対面式においては，スーツ等を着用すること。

(5) スマートフォン等の使用について

- ① 校内ならびに登下校時の歩きながらの使用を禁止する。
- ② 特別に授業担当教員の許可を得た場合を除き，授業中の使用を禁止する。授業中は電源をオフにすること。
- ③ 休憩時間，放課後であっても，校内でのスマートフォン等のゲーム機としての使用を禁止する。
- ④ 教室に備え付けられている電源コンセントを使って，自分のスマートフォン等の充電をしないこと。

※ルールが守られない場合は，校内での使用禁止を検討する。

(6) 自動車・自動二輪車による通学について

(本科生)

本科生の自動車・自動二輪車による通学（課外活動の場合も含む）は堅く禁止する。自動車，自動二輪車で通学した場合は，処分の対象となる。

(専攻科生)

専攻科生は学外の駐車場を確保すれば，自動車・自動二輪車による通学を許可制で認める。無許可の通学は，処分の対象となる。

(7) 原動機付自転車（バイク）による通学について

やむを得ない事情を有し、以下の手続に従って許可された者については50cc以下のバイクに限り認めることがある。ただし、本科1年生に対しては、教育上の理由と安全面を考慮し、バイク通学を許可しない。

ア バイク通学の許可条件

バイクによる通学は原則として公的交通機関の利用では通学に著しい支障がある者に限る。

- ① クラブ活動をしている学生は、通学距離（片道）4km 以上を許可対象とする。
- ② クラブ活動をしていない学生は、通学距離（片道）6.5km以上を許可対象とする。
- ③ 通学距離（片道）30km 以上は、許可しない。

イ バイク通学の手続き

バイクで通学しようとする者は、「バイク通学許可願」（以下「許可願」という。）を学生支援係に提出すること。バイク通学を許可するかどうかは審査の上決定する。審査を通った者については、許可証として学校指定のステッカーを交付する。なお、許可願は年度ごとに必要である。

ウ 遵守事項

- ① 許可を受けた者は、交付されたステッカー（車体用、ヘルメット用の2種）をバイクの指定の場所とヘルメットに貼付すること。車種を変更した時、及びステッカーを紛失したときは許可願を再提出し、ステッカーの再交付を受けること。
- ② ステッカーの有効期限は、許可を受けた年の年度末とする。
- ③ 使用するバイクの名義は、本人もしくは家族のものであること。
- ④ バイクの運転に適した服装をし、ヘルメットを必ず着用すること。
- ⑤ バイクの安易な貸し借りをしないこと。
- ⑥ バイクは学校所定の場所に置き、登下校以外の時間には運転しないこと。
- ⑦ 積雪期は危険なためバイクに乗らないこと。
- ⑧ 交通事故を起こしたとき、交通違反をしたときは速やかに学級担任に届けること。
- ⑨ その他、学校が指示する事項。

エ 違反者に対する注意事項

上記の遵守事項に違反した者に対しては、バイク通学の許可を取り消すことがある。

許可を受けずにバイクで通学し、構内及び学校周辺の道路上や空地に無断駐車する者については厳罰に処することがある。

(8) 免許取得について

原付・普通二輪・普通免許等の運転免許取得のため授業中に出かけることは禁止する。放課後、休日、長期休業期間などを利用して教習、試験などを受けること。

また、原付・普通二輪・普通免許等の運転免許を取得した場合は、「免許取得届」を学生支援係に提出すること。

(9) 自転車による通学について

ア 自転車通学の許可条件

本校では、個人賠償責任保険に加入するとともに、安全で適正な自転車利用のために条例や道路交通法を遵守することを条件に自転車通学を許可する。

イ 自転車通学の手続き

許可申請は年度ごとに必要で、新年度はじめに学級担任へ「自転車通学許可願」を提出すること。年度の途中で通学許可を受けようとする者は「自転車通学許可願」を学生支援係へ提出する。自転車通学許可者には、許可証として学校指定のステッカーを交付する。

ウ 遵守事項

- ① 許可を受けた者は、交付されたステッカーを、車体の後部の見やすい位置に貼付すること。また、ステッカーを紛失したときは再交付を受けること。
- ② 自転車盗難防止のため、必ずダブルロック（二重に施錠）をすること。
- ③ 交通法規、交通道徳を守ること（たとえば「傘さし」「スマートフォン・携帯電話の使用」「ヘッドホン・イヤホンで音楽等の視聴」「並走通行」等をしての運転禁止など）。危険なルール違反をくり返すと、自転車運転者講習を受講することになる（道路交通法第108条の3の5）。
- ④ 整備点検を怠らず、改造ハンドルや不良欠陥品は使用しないこと。
- ⑤ 自転車は学校所定の自転車置場に整頓し、施錠を確実にすること。
- ⑥ 積雪・道路の凍結時は危険なため、自転車に乗らないこと。
- ⑦ その他、学校が指示する事項。

(10) 自動車による送迎について

保護者等による自動車送迎については、事故等を防止するため、学校の敷地内及び正門・西門・南門付近での乗降、他人の敷地内での乗降は禁止としている。怪我等、特別な事情で送迎が必要となる場合は、学級担任に相談すること。

(11) いじめ防止の取り組みについて

本校は「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策（下記のア、イ、ウ）を年度ごとに定めHPにも公表している。

自分自身がいじめの被害者・加害者にならないよう、いじめに関する理解を深めるとともに、日頃から周囲の人間を尊重し思いやった言動に努めること。

ア 「いじめ防止等基本計画」

- ① いじめについての理解（いじめの定義）（いじめの禁止）（基本的姿勢）
- ② 学校及び教職員の責務
- ③ いじめ防止等基本計画の策定
- ④ いじめ防止等のための組織
- ⑤ いじめの未然防止
- ⑥ いじめの早期発見
- ⑦ いじめ事案への組織的対応
- ⑧ インターネット等によるいじめへの対応
- ⑨ いじめの解消
- ⑩ 重大事態への対処
- ⑪ PDCA サイクルに基づく評価・検証

イ 「いじめ防止対策プログラム(行動計画)」

- ① 委員会の開催（6回／年）
- ② いじめに関するアンケート（4回／年）
- ③ 学生・教職員向けの研修会（1回／年） 等

ウ 「いじめ早期発見・事案対処マニュアル」

- ① いじめについての理解
- ② いじめの早期発見
- ③ インターネット等によるいじめへの対応
- ④ いじめ事案への組織的対応
- ⑤ 重大事態への対処

(12) 懲戒について

学則第7章第38条および、これに付帯する『懲戒に関する申し合わせ』に基づき、教育上必要があるときは、学生に退学、停学、説諭を加えることがある。

停学期間中は、自宅にて謹慎し、自らの行いを深く反省すること

懲戒の対象となる行為としては、以下のようなものがある

- ① 試験時の不正行為
- ② いじめ行為
- ③ 交通違反（無免許運転）
- ④ 交通違反（その他の違反）
- ⑤ 飲酒・喫煙等
- ⑥ 公共物の破損（故意の場合）
- ⑦ コンピュータやネットワークの使用による迷惑行為等
- ⑧ 自動車、自動二輪車及び原動機付き自転車での無許可通学
- ⑨ 無許可アルバイト
- ⑩ その他の不良行為

(13) その他日常の規律について

- ① 無断で欠席・欠課・遅刻・早退をしないこと
- ② 交通規則を遵守すること
- ③ 校内スポーツ大会、高専祭等の学校行事には、必ず参加すること
- ④ 登校後は校外に出ないこと。授業中は教室外に出ないこと
- ⑤ 校内の施設・備品を大切にすること
- ⑥ 授業や課外活動に無関係のものを学校に持ち込まないこと
- ⑦ 健康診断や「高専生活アンケート」は必ず受けること
- ⑧ カップ麺類の食べ残しは、トイレに捨てず、きちんと処理すること